

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、パラリンピック出場選手に対して祝金を交付することにより、障害者スポーツの推進を図ることを目的とする。

(財源)

第2条 交付金の財源は、会費とする。

(交付対象者)

第3条 祝金の交付対象は次の(1)と(2)～(4)のいずれかに該当する者とする。

- (1) パラリンピック出場決定者
- (2) 県内在住者
- (3) 県内在勤者
- (4) 過去に県内に居住しかつ在学していた者

(祝金の額)

第4条 協会の予算の定めるところにより次のとおりとする。

- (1) 県内在住者・・・5万円
- (2) 県内在勤者および過去に県内に居住しかつ在学していた者・・・3万円

(交付申請について)

第5条 祝金の交付を受けようとする者は、別紙交付申請書により、第3条に規定する

- (1)と(2)～(4)に該当することを証する関係資料を添付して、協会会長に申請を行うものとする。

(交付金の交付)

第6条 協会会長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに内容を審査し、交付金の交付が適当であると認めるときは、申請者が指定する金融機関の口座に交付金を振り込むものとする。

(関係資料の保存期間)

第7条 交付申請に係る関係資料の保存期間は、当該交付金を交付した日から起算して5年を超過した日の属する協会の会計年度の末日までとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。